

掛川市規則第 1 号

小笠掛川急患診療所条例施行規則をここに制定する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

小笠掛川急患診療所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小笠掛川急患診療所条例（平成27年掛川市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の申請)

第2条 条例第7条の規定による使用料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小笠掛川急患診療所使用料等減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第3条 市長は、前条の規定による減免申請があったときは、速やかにその内容を審査し、減免の可否を決定し、小笠掛川急患診療所使用料等減免決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

小笠掛川急患診療所使用料等減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号
（受診者との続柄 ）

次のとおり使用料等の減免を受けたいので、申請します。

受診者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
使用料等の額		
減免申請額		ア 全額 イ 減額（ 円）
減免申請の理由		

小笠掛川急患診療所使用料等減免決定（申請却下）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった小笠掛川急患診療所使用料等の減免について、次のとおり決定（申請却下）したので通知します。

対象者氏名	生 年 月 日	
	年 月 日	
	続 柄	
決定の内容	1 減免決定	2 申請却下
減免決定額	ア 全額	イ 減額（ 円）
申請却下の理由		

